1．鳥 獣 保 護 区

番号	指定区分	名称	区分	所在地	面積(ha)	期限(令和)
1	県指定	祖母傾山鳥獣保護区	1	高千穂町、日之影町国有林一帯	4,358	14. 10. 31
2	〃	岩戸〃	7	高千穂町岩戸一帯	20	17. 10. 31
3	〃	高千穂峡〃	7	高千穂町高千穂峡一帯	340	17. 10. 31
4	〃	三里川原〃	1	延岡市北川町三里川原国有林	973	8. 10. 31
5	〃	二股〃	1	延岡市北方町二股国有林	1,193	8. 10. 31
6	〃	行縢山〃	1	延岡市行縢山一帯	600	10. 10. 31
7	〃	飯干〃	1	諸塚村飯干一帯	645	8. 10. 31
8	〃	七ッ山小学校〃	7	諸塚村七ッ山	17	11. 10. 31
9	〃	城山西階地区〃	7	延岡市城山西階地区一帯	690	16. 10. 31
10	〃	愛宕山〃	1	延岡市愛宕山一帯	340	9. 10. 31
11	〃	牧山〃	4	門川町牧山一帯	1,457	16. 10. 31
12	〃	耳川下流〃	3	日向市大字美々津	78	14. 10. 31
13	〃	三方界〃	1	椎葉村三方界一帯	2,875	14. 10. 31
14	〃	中崎〃	1	美郷町北郷字納間王子造林山林一帯	360	14. 10. 31
15	〃	三津吐県有林〃	1	三津吐県有林一帯	176	17. 10. 31
16	〃	銀鏡中学校〃	7	西都市銀鏡	3	9. 10. 31
17	〃	尾鈴山〃	1	日向市東郷町、木城町、都農町	3,944	16. 10. 31
18	〃	一ッ瀬〃	3	西都市、西米良村一ッ瀬夕八上流一帯	1,500	16. 10. 31
19	〃	青鹿〃	1	川南町大字川南青鹿	734	15. 10. 31
20	〃	西都原〃	1	西都市三宅寺崎一帯	592	13. 10. 31
21	〃	上江〃	1	高鍋町上江一帯	705	13. 10. 31
22	〃	新田〃	1	新富町新田坂ノ上一帯	210	15. 10. 31
23	〃	鬼付女峰〃	7	新富町鬼付女川口一帯	97	12. 10. 31
24	〃	掃部岳〃	1	掃部岳(西都市、綾町、国富町、小林市須木、西米良村)	4,995	11. 10. 31
25	〃	住吉中学校〃	7	宮崎市住吉中学校有林一帯	9	9. 10. 31
26	〃	宮崎〃	7	宮崎市佐土原町、宮崎市海岸一帯	1,430	12. 10. 31
27	〃	大淀川〃	3	宮崎市築瀬橋、河口一帯	650	13. 10. 31
28	〃	生目〃	1	宮崎市浮田一帯	60	12. 10. 31
29	〃	小山田〃	1	宮崎市高岡町小山田一帯	330	11. 10. 31
30	〃	冷窪〃	1	宮崎市高岡町山崎冷窪一帯	138	14. 10. 31
31	〃	高岡小学校〃	7	宮崎市高岡町護国神社一帯	1	16. 10. 31
32	〃	綾県有林〃	1	綾町県有林一帯	637	15. 10. 31
33	〃	大平山〃	1	小林市野尻町大平山県有林一帯	177	15. 10. 31
34	〃	大塚原〃	7	小林市野尻町東麓	40	11. 10. 31
35	〃	塩見川〃	3	日向市大字富高、財光寺、塩見川下流一帯	71	9. 10. 31
36	〃	陰陽石〃	7	小林市東方竜岩	75	10. 10. 31
37	〃	永田平〃	7	小林市永田平公園一帯	28	17. 10. 31
38	〃	出之山〃	7	小林市出之山一帯	50	9. 10. 31
39	〃	京町〃	3	えびの市京町	280	11. 10. 31
40	国指定	霧島(国設) 〃	2	霧島山一帯	6,602	10. 10. 31
41	県指定	去川〃	1	宮崎市高岡町去川国有林一帯	586	17. 10. 31
42	〃	青島〃	7	宮崎市木花、青島海岸一帯	1,090	12. 10. 31
43	〃	青島中学校〃	7	宮崎市折生迫青島中学校有林	1	17. 10. 31
44	〃	双石山〃	1	宮崎市双石山一帯	1,776	8. 10. 31
45	〃	花ノ木〃	1	都城市山之口町花ノ木一帯	108	14. 10. 31
46	〃	石山観音〃	1	都城市高城町石山観音一帯	130	12. 10. 31
47	〃	関之尾母智丘〃	7	都城市関之尾母智丘公園一帯	620	17. 10. 31
48	〃	二俣〃	7	都城市大字安久尾平野一帯	9	17. 10. 31
49	〃	花立〃	1	日南市北郷町大字郷之原	310	16. 10. 31
50	〃	潮小学校〃	7	日南市富土	3	9. 10. 31
51	〃	富土〃	1	日南市富土小湊一帯	40	10. 10. 31
52	〃	鵜戸〃	7	日南市鵜戸神社一帯	55	16. 10. 31
53	〃	殿所〃	7	日南市殿所城ヶ平一帯	840	10. 10. 31
54	〃	竹香園〃	7	日南市飫肥竹香園一帯	124	17. 10. 31
55	〃	油津〃	7	日南海岸(油津、大堂津)	700	10. 10. 31
56	〃	猿が鼻〃	3	日南市南郷町大字中村海岸一帯	1,270	16. 10. 31
57	〃	榎原中学校〃	7	日南市南郷町榎口	3	10. 10. 31
58	〃	築島〃	1	串間市築島一帯	100	16. 10. 31
59	〃	本城〃	1	串間市本城吾社一帯	28	16. 10. 31
60	〃	西方〃	1	串間市西方松尾一帯	350	16. 10. 31
61	〃	一里崎海岸〃	3	串間市一里崎海岸一帯(ビン垂鳥含む)	473	14. 10. 31
62	〃	都井岬〃	1	串間市都井岬一帯	550	12. 10. 31
63	〃	東都農〃	7	都農町大字川北	265	10. 10. 31
64	〃	樫葉〃	1	美郷町南郷上渡川	402	10. 10. 31
65	〃	高房台〃	1	宮崎市高岡町五町	356	11. 10. 31
66	〃	小丸川〃	3	高鍋町、木城町	575	12. 10. 31
67	〃	石河内〃	3	木城町大字石河内	49	12. 10. 31
68	〃	猪八重〃	1	日南市北郷町大字郷之原	984	13. 10. 31
69	〃	白岩山〃	1	五ヶ瀬町大字鞍岡	786	14. 10. 31
70	〃	一ッ瀬川口〃	4	新富町大字下富田、宮崎市佐土原町下田島	350	14. 10. 31
71	〃	佐土原〃	1	宮崎市佐土原町	760	15. 10. 31
72	〃	スダノ尾〃	1	美郷町西郷小原山三ヶ	271	16. 10. 31
73	〃	川中〃	1	綾町川中国有林一帯	794	17. 10. 31
74	〃	目向椎葉湖〃	7	椎葉村大字下福良	403	17. 10. 31
75	〃	十三塚運動公園〃	7	小林市十三塚運動公園一帯	120	10. 10. 31
76	〃	城山〃	1	日南市南郷町大字中村	151	10. 10. 31
77	〃	高塚山〃	1	西都市高塚山一帯	163	11. 10. 31
78	〃	三ヶ所小学校〃	7	五ヶ瀬町大字三ヶ所	1	12. 10. 31
79	〃	宮崎学園都市〃	7	宮崎市宮崎学園都市一帯	350	13. 10. 31
80	〃	平和台〃	7	宮崎市平和台一帯	350	14. 10. 31
81	〃	高鍋・新富〃	3	高鍋町大字持田、新富町大字三納代	1,170	14. 10. 31
82	〃	目南ダム〃	7	日南市大字酒谷	72	15. 10. 31
83	〃	広渡ダム〃	7	日南市北郷町北河内	41	15. 10. 31
84	〃	恩賜県有林〃	7	西都市大字穂北	220	15. 10. 31
85	〃	東延岡〃	3	延岡市海岸地域一帯	1,709	15. 10. 31
86	〃	妙見〃	3	延岡市土々呂町、妙見町、櫛津町	12	15. 10. 31
87	〃	国見ヶ丘〃	7	高千穂町大字押方	15	16. 10. 31
88	〃	四季見原〃	7	高千穂町大字上野	37	16. 10. 31
89	〃	羊ヶ八重・櫛野〃	1	木城町大字石河内	500	17. 10. 31
90	〃	国見岳〃	1	椎葉村大字不土野	341	9. 10. 31
91	〃	観音山〃	1	延岡市須美江町、熊野江町、北川町大字川内名鍋山牧場地内	105	9. 10. 31
92	〃	平成の森〃	7	小林市大字細野山中之前、高原町大字広原字大鍋倉	195	10. 10. 31
93	〃	冠岳〃	1	日向市東郷町山陰	207	10. 10. 31
94	〃	川原〃	7	木城町大字川原	95	10. 10. 31
95	〃	高才原〃	7	三股町大字長田、蓼池、餅原	384	11. 10. 31
96	〃	荒平山〃	7	宮崎市清武町大字今泉	93	14. 10. 31
97	国指定	枇榔島(国設) 〃	4	門川町枇榔島及び周辺	482	12. 10. 31
98	県指定	速日ノ峰〃	7	延岡市北方町速目ノ峰	97	10. 10. 31
				合計	59,551	

番号				所在地		
1		森林鳥獣生息地	42	祖母傾山一帯 外41ヶ所	33,740	
2		大規模生息地	1	霧島山一帯	6,602	
3		集団渡来地	12	一ッ瀬夕八上流一帯 外11ヶ所	7,837	
4		集団繁殖地	3	牧山一帯 外2ヶ所	2,289	
5		希少鳥獣生息地	－	－	－	
6		生息地回廊	－	－	－	
7		身近な鳥獣生息地	40	七ッ山一帯 外39ヶ所	9,083	
			98	合計	59,551	

2．特定猟具使用禁止区域（銃）

番号	名称		所在地	面積(ha)	期限(令和)
1	追内	特定猟具使用禁止区域(銃)	延岡市火薬工場周辺一帯	460	無期限
2	新浜	〃	延岡市伊福形新浜一帯	925	無期限
3	日向・門川	〃	日向市、門川町海岸一帯	4,235	無期限
4	寺迫	〃	日向市東郷町寺迫美々津ゴルフ場一帯	80	無期限
5	佐土原	〃	宮崎市佐土原町上田島一帯	310	無期限
6	花ヶ島蓮ヶ池	〃	宮崎市花ヶ島、蓮ヶ池一帯	457	無期限
7	小戸町	〃	宮崎市小戸町、高洲町	190	無期限
8	天神山・大塚台	〃	宮崎市谷川町、大塚町一帯	750	無期限
9	椎屋形	〃	宮崎市大字細江字椎屋形	137	無期限
10	田吉池田池	〃	宮崎市大字田吉	8	無期限
11	赤江	〃	宮崎市赤江浜一帯	750	無期限
12	木花	〃	宮崎市大字熊野	220	無期限
13	西山崎	〃	宮崎市西山崎宮崎市葬祭センター一帯	18	無期限
14	本庄	〃	国富町本庄	700	無期限
15	石峰	〃	国富町大字森永	210	無期限
16	尾谷	〃	綾町大字北俣	130	無期限
17	鵜原	〃	綾町錦原、尾立附近一帯	480	無期限
18	岩瀬ダム	〃	野尻町東麓谷瀬川	280	無期限
19	妻ヶ丘	〃	小林市大字真方	80	無期限
20	白鳥	〃	えびの市末永白鳥一帯	1,016	無期限
21	並木	〃	高原町大字広原県酪農支場区域内	150	無期限
22	高崎	〃	都城市高崎町大牟田	160	無期限
23	大井手麓	〃	都城市高城町大井手及び山之口町麓	400	無期限
24	木上	〃	都城市山之口町熊野神社一帯	10	無期限
25	長田峡	〃	三股町大字長田	220	無期限
26	上木原	〃	清武町大字木原・宮崎大学一帯	27	無期限
27	島之内	〃	宮崎市大字島之内	275	無期限
28	穂・阿波岐ヶ原	〃	宮崎市大字阿波岐原	638	無期限
29	栗下	〃	えびの市大字栗下	348	無期限
30	茶臼原	〃	西都市大字茶臼原	169	16. 10. 31
31	久保土	〃	宮崎市佐土原町上田島	186	無期限
32	清武川	〃	清武町大字船引、今泉、本原	240	無期限
33	三田井	〃	高千穂町大字三田井	150	無期限
34	綾川	〃	綾町大字南俣・北俣	477	無期限
35	浦城	〃	延岡市浦城町	4	14. 10. 31
36	長井	〃	延岡市北川町長井	15	14. 10. 31
37	沖水	〃	都城市吉尾町・乙房町等	560	16. 10. 31
38	平野池	〃	清武町大字加納	28	無期限
39	森山	〃	延岡市北浦町古江	410	8. 10. 31
40	生目台	〃	宮崎市大字生目	260	無期限
41	追分	〃	新富町大字日置	114	9. 10. 31
42	柳迫	〃	西都市大字右松・南方・調殿	242	9. 10. 31
43	花見・城ヶ峰	〃	宮崎市高岡町花見	19	無期限
44	夏尾	〃	都城市夏尾町、高原町	100	無期限
45	田宮・小牧迫池	〃	宮崎市佐土原町下那珂	85	無期限
46	瓜田ダム	〃	宮崎市高岡町小山田	36	無期限
47	塩路西	〃	宮崎市大字塩路、大字島之内	60	無期限
48	生目古墳群	〃	宮崎市大字跡江	96	無期限
49	差木野	〃	延岡市鹿小路町、差木野町	147	15. 10. 31
50	黒岩池	〃	清武町大字加納	2	無期限
51	観音瀬	〃	都城市高城町有水	40	16. 10. 31
52	温谷	〃	高原町大字広原	114	17. 10. 31
53	下富田	〃	新富町大字下富田	450	8. 10. 31
54	加草	〃	門川町大字加草	88	9. 10. 31
55	南町	〃	門川町南町	39	9. 10. 31
56	東牧場	〃	小林市大字細野	340	9. 10. 31
57	ひなもり台	〃	高原町大字広原	14	9. 10. 31
58	金崎	〃	宮崎市大字金崎、大瀬町、国富町岩知野	135	無期限
59	花水坂	〃	宮崎市清武町今泉	32	無期限
60	広沢	〃	綾町大字入野、南又	157	無期限
61	鹿ヶ丘	〃	高原町大字後河内、都城市高崎町前田	125	13. 10. 31
62	下那珂	〃	宮崎市佐土原町下那珂	124	無期限
63	山田ため池	〃	宮崎市高岡町上倉水	3	15. 10. 31
64	宇都ため池	〃	宮崎市高岡町上倉水	2	15. 10. 31
65	有田	〃	宮崎市有田	51	15. 10. 31
			合計	18,778	

3．指定猟法禁止区域（鉛製銃弾）

番号	名称		所在地	面積(ha)	期限(令和)
1	一ツ瀬川指定猟法禁止区域(鉛製銃弾)		西都市、新富町、宮崎市佐土原一ツ瀬川下流域一帯	1,618	無期限
			合計	1,618	

宮崎県における日の出・日の入時刻表

日＼年月 (日の出・日の入)	令和7年11月		令和7年12月		令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月	
	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入
1日	6時31分	17時25分	6時56分	17時10分	7時14分	17時21分	7時08分	17時48分	6時42分	18時12分
2日	6：31	17：24	6：57	17：10	7：15	17：22	7：07	17：49	6：41	18：13
3日	6：32	17：23	6：58	17：10	7：15	17：23	7：07	17：50	6：40	18：13
4日	6：33	17：22	6：59	17：10	7：15	17：23	7：06	17：51	6：38	18：14
5日	6：34	17：22	7：00	17：10	7：15	17：24	7：05	17：52	6：37	18：15
6日	6：35	17：21	7：00	17：10	7：15	17：25	7：04	17：53	6：36	18：16
7日	6：36	17：20	7：01	17：10	7：15	17：26	7：04	17：54	6：35	18：16
8日	6：36	17：19	7：02	17：10	7：15	17：27	7：03	17：54	6：34	18：17
9日	6：37	17：19	7：03	17：10	7：15	17：27	7：02	17：55	6：32	18：18
10日	6：38	17：18	7：03	17：11	7：15	17：28	7：01	17：56	6：31	18：19
11日	6：39	17：17	7：04	17：11	7：15	17：29	7：00	17：57	6：30	18：19
12日	6：40	17：17	7：05	17：11	7：15	17：30	6：59	17：58	6：29	18：20
13日	6：41	17：16	7：06	17：11	7：15	17：31	6：59	17：59	6：28	18：21
14日	6：42	17：16	7：06	17：12	7：15	17：32	6：58	18：00	6：26	18：21
15日	6：43	17：15	7：07	17：12	7：15	17：33	6：57	18：01	6：25	18：22
16日	6：43	17：14	7：07	17：12	7：15	17：33	6：56	18：01		
17日	6：44	17：14	7：08	17：13	7：14	17：34	6：55	18：02		
18日	6：45	17：13	7：09	17：13	7：14	17：35	6：54	18：03		
19日	6：46	17：13	7：09	17：13	7：14	17：36	6：53	18：04		
20日	6：47	17：13	7：10	17：14	7：14	17：37	6：52	18：05		
21日	6：48	17：12	7：10	17：14	7：13	17：38	6：51	18：06		
22日	6：49	17：12	7：11	17：15	7：13	17：39	6：50	18：06		
23日	6：50	17：12	7：11	17：15	7：13	17：40	6：49	18：07		
24日	6：50	17：11	7：12	17：16	7：12	17：41	6：48	18：08		
25日	6：51	17：11	7：12	17：17	7：12	17：42	6：46	18：09		
26日	6：52	17：11	7：13	17：17	7：11	17：43	6：45	18：10		
27日	6：53	17：11	7：13	17：18	7：11	17：44	6：44	18：10		
28日	6：54	17：10	7：13	17：18	7：10	17：44	6：43	18：11		
29日	6：55	17：10	7：14	17：19	7：10	17：45				
30日	6：56	17：10	7：14	17：20	7：09	17：46				
31日			7：14	17：20	7：09	17：47				

注)日の出･日の入時刻表で1分位の違いの生じる日があるので、新聞等で確かめて出猟してください。

ニホンジカ及びイノシシの狩猟制限等の緩和について

宮崎県では、ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害が深刻化していることから、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、下記のとおり、「規制緩和」を行っています。

1．狩猟期間の延長

鳥獣名	区域	狩猟期間
ニホンジカ イノシシ	宮崎県全域	毎年11月1日から翌年3月15日まで

2．禁止猟法の一部解除

鳥獣名	猟法	内容
ニホンジカ イノシシ	くくりわな	くくりわなの輪の直径（12センチメートル以内）の制限を解除する。（ただし、足くくりわなに限る。）

3．その他

・延長する区域や注意事項等も地図内に載せていますので、必ず確認し、事故や違反がないように注意してください。

・ニホンジカ及びイノシシの適正な保護管理を行うため、狩猟者登録証による報告のほかに、捕獲状況等の調査を実施しますので、御協力を御願いします。

その他留意点

1．大学の演習林や登山道のある森林等では、学生や登山者等が入林しています。
このような場所では充分な確認が必要です。なお、大学演習林は入林手続きを行った者だけが入林できることとされていますので、留意をお願いします。

2．狩猟や有害鳥獣捕獲を行う場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法等の狩猟関係法令だけでなく、猟犬の管理やアマチュア無線使用等の関連する法令の厳守も併せてお願いします。

狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林へ入林する場合は、次の事項に協力願います。

1．国有林野内で狩猟される場合は、事前にその区域の国有林野を管轄する森林管理署長等へ「入林届」を提出すること。
有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、森林管理署長等へ「有害鳥獣捕獲実施届」を提出すること。
国有林野に入林する場合は、車両の見やすいところに「入林届受理証」又は「有害鳥獣捕獲実施届」の写しを掲示すること。

2．国有林野内で作業を行っている者の安全を確保するため、国有林野内の作業地及びその周辺については「入林禁止区域」とするので絶対に立ち入らないこと。

3．銃猟は、その場所が安全であることを確認してから実施すること。

4．車両で国有林野内の林道を通行する場合は、安全運転に努めること。

5．山火事が発生しないように火気に十分注意すること。

6．立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないこと。

7．林内に持ち込んだ缶飲料等の空き缶は必ず持ち帰ること。

8．施設および表示板等を損傷しないこと。

九州森林管理局
宮崎県

◎関係法令を守って楽しい狩猟をしましょう。

1．宮崎県における狩猟鳥獣

（法第２条第７項及び第12条第１項第１号、同法施行規則第３条及び第10条第１項）

鳥類	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（メスヤマドリ、コシジロヤマドリを除く。）、キジ（メスキジを除く。）、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ
獣類	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む。）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

2．宮崎県における狩猟期間

（法第11条第２項、同法施行規則第９条、平成10年、19年、25年、27年、29年宮崎県告示）

ニホンジカ	毎年　11月　1日から 翌年　3月15日まで
イノシシ	毎年　11月　1日から 翌年　3月15日まで
上記以外の狩猟鳥獣	毎年　11月15日から 翌年　2月15日まで

3．１日当たりの捕獲制限数

（法第12条第１項第２号、同法施行規則第10条第２項）

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数（制限数）
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して５羽（ただし、網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに合計して200羽）
エゾライチョウ	２羽
ヤマドリ及びキジ	合計して２羽
コジュケイ	５羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して５羽
キジバト	10羽

4．捕獲禁止場所（法第11条第１項、同法施行規則第８条）

(1) 鳥獣保護区
(2) 休猟区
(3) 公道
(4) 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の特別保護地区
(5) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲いえは標識によりその区域を明示したもの
(6) 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の原生自然環境保全地域
(7) 社寺境内
(8) 墓地

5．銃猟の禁止（法第35条及び法第38条）

(1) 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域
(2) 日出前及び日没後
(3) 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かっての銃猟

6．狩猟の禁止等（法第12条第１項第３号、第16条第１項、法第18条及び第36条並びに同法施行規則第10条第３項、第17条、第19条及び第45条）

(1) 危険猟法の禁止
①爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法
②据銃、陥穽（落とし穴）その他人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法とする。

(2) 禁止猟法
①ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
②口径の長さ10番の銃器又はこれよりロ径の長い銃器を使用する方法
③飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
④構造の一部として３発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
⑤装薬銃であるライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除き、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径　の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
⑥空気散弾銃を使用する方法
⑦同時に31以上のわなを使用する方法
⑧鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
⑨イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
⑩ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
⑪つりばり又はとりもちを使用する方法
⑫矢を使用する方法
⑬犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
⑭キジ笛を使用する方法
⑮ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

(3) 使用禁止猟具
かすみ網

(4) 鳥獣の放置等の禁止
捕獲した鳥獣（残滓を含む。）を放置してはならない。

7．その他（法第17条）

(1) 垣、さくなどで囲まれた土地、作物のある土地においては、あらかじめ、その土地の占有者に承諾を得なければならない。